



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 日本アジア投資株式会社  
 代表者の役職名 代表取締役 細 窪 政  
 (コード番号 8518 東証一部)  
 問 い 合 せ 先 常務取締役 下村 哲朗  
 T E L 0 3 ( 3 2 5 9 ) 8 5 1 8

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任を予め限定する契約の締結を可能とするための規定として、定款に、変更案第 27 条（社外取締役との責任限定契約）および変更案第 34 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第 27 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u>
第 27 条～第 32 条 (条文省略)	<u>第 27 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結することができる。</u>
(新 設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u>
第 33 条～第 38 条 (条文省略)	<u>第 34 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結することができる。</u>
	第 28 条～第 33 条 (現行どおり)
	第 35 条～第 40 条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 25 日（予定）  
平成 26 年 6 月 25 日（予定）

### 4. 参考情報

上記に加え、取締役選任議案についても、第 33 期定時株主総会に付議することを決議しておりますが、社外取締役については、受け入れ態勢を整備するために上述の定款一部変更議案を付議させて頂いたほか、候補者の選定を進めてまいりましたが、現時点までに適切な人材が確保できなかったため、本総会での選任は見送らせて頂きます。適切な人材を確保した段階で、改めて株主の皆様へ選任をお願いする所存です。

以上